名

医療法人

毎週火・金曜日発行



県営土地改良事業工事の完了 (平鹿地域振興局農林部).....

10 9

規

則

土地改良区の役員の退任の届出 (由利地域振興局農林部)

公

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田県知事

寺

田

典

城

の

部を次の

平成十八年二月十四日

規 則 目 次

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則 (二・自然保護課) 1 ページ

生活保護法による指定医療機関の事業の廃止 (一一七・福祉政策課)......1 告

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (一二一・長寿社会課) 4 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (一二〇・長寿社会課) 2

生活保護法による医療機関の事業の休止 (一一九・福祉政策課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (一一八・福祉政策課) 2

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出 (一二三・長寿社会 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出 (一二一・長寿社会 5

秋

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (一二四・長寿社会 6

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (一二五・水産漁港

7

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県規則第二号

ように改正する。 秋田県の景観を守る条例施行規則 (平成五年秋田県規則第四十三号)

第八条中第十二号を削り、 第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを

号ずつ繰り上げる

この規則は、 公布の日から施行する。

示

告

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次のと

規定に基づき、告示する。

平成十八年二月十四日

秋田県告示第百十七号

秋田県知事 寺 田 典 城

小坂歯科医院 小野崎医院 称 //\ 長医 **協議法人** 坂 開設者氏名又は名称 行 小野崎医院 雄 理事 横手市四日町六番 湯沢市表町三丁目三百十四番 所 믁 在 믇 地 平成十七年十二月三十一日 平成十七年十二月四日 廃 止 年 月 日

医療法人

富永皮膚科医院

理医 事療法 人

富永皮膚科医院

大仙市大曲黒瀬町六番三十三 五号

平成十七年十二月二十九日

名

称

開設者氏名又は名称

所

在

地

休 止 年

月

日

秋田県告示第百二十号

秋田県告示第百十八号

号の規定に基づき、告示する。

	小坂歯科医院	富 町 ク:	医療法人	名	のための医
新浜調剤薬局	科 医院	富町クリニック	人 小野崎医院	称	療を担当させる機関を法(昭和二十五年法律
代表取締役 化浦薬局	院理事長医療法人が収歯科医	小山武志	理事長 医療法人 小野崎医院	開設者氏名又は名称	のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助
男鹿市船川港船川字新浜町三十一	横手市四日町六番二号	能代市富町八 十七	湯沢市表町三丁目一番二十九号	所	同法第五十五条の二第一の規定により、医療扶助
浜町三十 —			十九号	在	———— 克
				地	平成十八年二月十四日
調剤薬局	歯科、歯科口腔外科歯科、矯正歯科、小児	内科、外科、麻酔科	胃腸科、肉科、皮膚科、	診療科名	
平成十八年一月十六日	平成十八年一月一日	平成十八年一月五日	平成十七年十二月五日	指定年月日	秋田県知事寺、田、典、城

秋田県告示第百十九号

おり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次のと

> 規定に基づき、告示する。 平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典

城

する。 平成十八年二月十四日

おり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項の規定により、次のと

秋田県知事 寺 田 典 城

(訪問介護)

〇五七〇五一三八七九	ショートステイ華	由利本荘市矢島町元町字新所百四十三番地	于新所百四十三番地	有限会社大樹会	平成十八年一月一日
(認知症対応型共同生活介護)	(介護)				
介護保険事業者番号	名称	所	也	事業者	指定年月日
〇五七二二三八二五	グループホームほしぞら	山本郡二ツ井町字下野十番地二	-番地二	有限会社樹	平成十七年十二月十五日
〇五七二二二三八〇九	グループホーム楽園	山本郡八竜町大口字上の沢四十八番一	3沢四十八番一	園 ていま カラス カラ は かい	平成十七年十二月十五日
〇五七〇三一三九三一	グループホーム雅	横手市山内土渕字茂竹九十七番地三	/十七番地三	特定非営利活動法人杉	平成十八年二月一日
(福祉用具貸与)					
介護保険事業者番号	名称	所	也	事業者	指定年月
〇五七〇八一三九〇七	株式会社セスタ大仙市店	大仙市飯田字家の前三十五番地	-五番地	株式会社セスタ	平成十八年一月十五日
〇五七〇二二三八九二	のしろアメニティショッ プそよ風	能代市落合字古悪土一番地の二百二十八	地の二百二十八	株式会社メデカジャパン	平成十八年一月十五日
介護保険法(平成九年法秋田県告示第百二十一号	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと田県告示第百二十一号 	の規定により、次のと	する。 平成十八年二月十四日	п	

〇五七〇八一三七一七

やる大仙 有限会社おりがすと訪問介護ろい

大仙市大曲花園町十番地三

大仙市大曲花園町百八十七番地五

平成十八年一月十六日

平成十七年十二月一日

平成十七年十二月一日

所

在

地

〇五七〇一一〇七二六

〇五七二八一〇三一五

〇五七一	〇五七〇	〇五七〇	介護保証
三九三五	二三九一〇	〇五七〇 三八	介護保険事業者番号
〇五七一二一三九二五 コミュニティーケアきたうら	○五七○一一三九一○│所がリーンケア虹居宅介護支援事業	崎指定居宅介護支援事業所ほっと松	名称
仙北市角館町西北野十番地一			所
野十番地一	丽百七十四番地一	秋田市下北手松崎字家ノ前百七十九番地	在地
有限会社水谷	株式会社	ビ企業組合	事
· 公	株式会社グリーンケア虹	ビス 企業組合まつざきデイサー	業者
平成十八年二月一日	平成十八年一月十五日	平成十七年十二月十五日	指定年月日

秋田県告示第百二十二号

定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指

(所在地を変更した指定訪問介護事業者)

介護保険事業者番号

名

地

更

前

変 更

年

月

日

公示する。 平成十八年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典

城

所いなかわ福祉会指定訪問介護事業 まほろばヘルパーステーション 称 湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地 秋田市土崎港中央三丁目四番四十号 変 更 所 後 在 秋田市土崎港中央三丁目四番九号 湯沢市川連町字上平城二番地六 変

(所在地を変更した指定訪問入浴介護事業者)

		-	定 秋											
介護保険事業者番号		(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)	定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八4秋田県告示第百二十三号	〇五七〇四〇一一十	グ言は、『夢』できませ	人工崔克宋 余の事子と表 とうそうごう	(所在地を変更した指定通所介護事業者)	〇五七二八一〇三〇七	7 All 17 July 1804	介護保険事業者番号	(名称を変更した指定通所介護事業者)	〇五七二八一〇三二三	が記代的事業で者を	人一催至日本 全人 有力 经市场 电电力
名		七介護支援事業者)		ケアセンターー心堂		三	川介護事業者)	わデイサービスセンター 社会福祉法人いなかわ福祉会いなか	変更後	名	介護事業者)	事業所		
	所		同法第八十五条の規定に基づき、 平成十八年二条の規定により、次のとおり指 平成十八年二条の規定により、次のとおり指 公示する。	大館市東台二丁目十一番地一	変更後	所		ビスセンター 社会福祉法人いなかわ福祉会デイサ	変更前	称		湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地	変更後	
	在地		生 月十四日	大館市字一心院南二十九番地三	変更前	在地地		五番地六の湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十	ī	所 在 也		湯沢市川連町字上平城二番地六	変更前	
変更年月日	<u>.</u> E		秋田県知事寺、田、典、城	平成十八年一月一日		变更手月日		平成十七年十二月一日	<u> </u>	变更有日		平成十七年十二月一日	5 £	

変

更

前

秋田県告示第百二十五号

したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。 項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七

平成十八年二月十四日

秋田県知事

寺

田

典

城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

は昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続 額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額で 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金 近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続

いている。

つ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。 業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、 依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産 このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、 か

合が見られるなどの問題点も多い。 種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競 産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生

傾向にあるものが多くなってきている。 水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少 一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低

グリーンタクシー 株式会社

平成十七年十一月三十日

事

業

者

廃 止

年 月

日

秋田県知事

寺

田

典 城 平成十八年一月一日

平成十七年十二月一日

存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保 ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保 理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、 みならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管 今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応の 近年

績の的確な把握に努めることとする。 の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実 の数量について適切な管理措置を講ずることとする。 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量

存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別

の下、 ため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。 見の進展を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携 のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データの蓄積又は知 には、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくため 資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図る

るよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進す

一 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関す 続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き

1 すけとうだら能量は次のとおりである。 平成十七年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可

すけとうだら

平成十七年四月から平成十八年三月まで

若干

若干

まあじ

平成十七年一月から十二月まで

ずわいがに

平成十七年七月から平成十八年六月まで

二十六トン

採 捕 の 種

洋生物資源第二種特定海

海

域

期

間

漁獲努力量

(隻日)

するめいか

平成十七年一月から十二月まで

平成十八年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可

(1) まあじ (1) まあじである。

平成十八年一月から十二月まで

若干

(2) ずわいがに

平成十八年七月から平成十九年六月まで ニ十三トン

(3) するめいか

べき施策に関する事項 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施す 平成十八年一月から十二月まで

まあじ

量の把握に努めるものとする。 小型定置網漁業については、 行使統数を維持するよう指導するとともに、

漁獲

免許統数については現状どおりとし、従来の操業規則と同様の規制に基づいて操 大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、

めるものとする。

ずわいがに

業することとする。この結果、

漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努

めるものとする。 数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努 かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、

するめいか

実績と同程度となるよう努めるものとする。 ることがないよう、漁獲規制については従来どおりとし、 五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させ 漁獲実績が前年の漁獲

四 する事項 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関

れた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。 平成十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定めら

∤ 7	た が こ 1
(うち手繰第一種漁業)小型機船底びき網漁業	かれい固定式刺し網漁業
秋田県沖合	除く) 秋田県沖合(ただし、第二種共同漁業権水域を
平成十八年十月三十一日まで平成十八年九月一日から	平成十八年三月三十一日まで平成十八年二月一日から
七百十三隻日	三千九十九隻日

力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。平成十八年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努

	まがれい			
(うち手繰第一種漁業)小型機船底びき網漁業	かれい固定式刺し網漁業	採捕の種類		
秋田県沖合	除く) 秋田県沖合(ただし、第二種共同漁業権水域を	海域		
平成十八年十月三十一日まで平成十八年九月一日から	平成十八年三月三十一日まで平成十八年二月一日から	期間		
七百十三隻日	三千九十九隻日	漁獲努力量(隻日)		

) 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(まがれい

がれい資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。 日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部ま

体制の整備を進めることとする。また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の

程度となるように努めるものとする。規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同足がないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の業(第二種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させるさらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な)

資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、

資

源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

向けた取組を進めることとする。(海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に

告

公

秋田県知事 寺 田 典 城

黒

木

隆

由利本荘市矢島町立石字上野百五十二番地

退任理事の住所及び氏名

報 公 平成18年2月14日(火曜日) 第1751号 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。 次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法 平成十八年二月十四日 県営土地改良事業 (沢口沼地区ため池等整備事業 (ため池)) 完了年月日 平成十七年十二月九日 完了年月日 平成十七年十月十四日 県営土地改良事業 (荒沼地区ため池等整備事業 (ため池)) 秋田県知事 発 寺 行 田 者 典 秋 城 田

印 刷 者

印

刷

所

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込) 秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail: matsubarainsatsu.co.jp E-mail: matsubarainsatsu.co.jp は株式会社 松 原 印)刷 社 株式会社 松 原 印)刷 社

00151 古紙配合率100%